

富裕層向け夜間・早朝観光コンテンツ開発支援助成金交付要綱

3公東観地事第258号
令和3年6月10日
4公東観地事第26号
令和4年4月1日
5公東観地事第1号
令和5年4月3日
5公東観地事第805号
令和5年8月1日

(通 則)

第1条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）による富裕層向け夜間・早朝観光コンテンツ開発支援助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目 的)

第2条 この助成金は、富裕層向けの夜間・早朝観光コンテンツを開発する事業に対し、必要な助成金を交付することにより、訪都外国人旅行者の誘致を促進するとともに、観光消費拡大を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「富裕層」とは、飛行機代を除く「1回の旅行で一人100万円以上を消費する」訪都外国人旅行者とする。
- (2) 「夜間・早朝」とは、夜間から早朝にかけての日没後から翌10時頃までの時間帯とする。
- (3) 「助成事業者」とは、この要綱に基づき、富裕層向け夜間・早朝観光コンテンツ開発事業を行う民間事業者とする。
- (4) 「民間事業者」とは、以下全てを満たす事業者のことをいう。
 - ア 法人格を有すること。ただし、宗教法人等は対象外
 - イ 東京都内で旅行者向けの事業を営む観光関連事業者で、次の①～③のいずれかに該当する者。
 - ①旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受け、都内において営業を行っている旅行業者
 - ②旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受け、都内において営業を行っている宿泊事業者

③そのほか、都内において、旅行者向けのコンテンツ開発や提供、旅行商品の手配・販売等のサービスを行っている事業者

- (5) 「富裕層向け夜間・早朝観光コンテンツ開発事業」(以下「コンテンツ開発事業」という。)
とは、食、文化・芸能体験、自然、スポーツ・エンターテインメント、ユニークベニュー、ショッピングなど東京の魅力ある観光資源を活かしたコンテンツを開発する事業であり、別表1に掲げるものをいう。

(助成金の交付対象)

第4条 助成金は、コンテンツ開発事業に必要な別表2に掲げる経費(以下「助成対象経費」という。)のうち、財団理事長(以下「理事長」という。)が特に必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものについて、予算の範囲内において、助成事業者に交付するものとする。ただし、他の助成金(区市町村から使途を指定されていない助成金は除く。)を一部財源とする事業を除く。

2 助成事業者が行う事業は、交付決定の日から財団が定める助成対象期間に実施完了した事業とする。

3 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者があるものは、助成事業者としない。

(助成金の額)

第5条 財団が助成事業者に交付する助成金の額は、別表3に掲げる額のいずれか低い額とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、理事長が定める期日までに、別記第1号様式による助成金交付申請書及び別記第1号様式の2による暴力団及び暴力団員等に該当しないことなどの誓約書等必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 理事長は、前条の助成金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは助成金の交付決定を行い、別記第2号様式による助成金交付決定通知書により助成事業者に通知するものとする。また、交付しないと決定したときは、その旨を別記第2号様式の2により申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の審査を行うため必要な事項を別に定める。

3 理事長は、第1項による交付決定に当たっては、必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第8条 助成事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付決定前に申請を取下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 理事長は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定による交付の決定を取消すことができる場合は、天災事変その他助成金の交付決定後生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 理事長は、第1項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

4 第1項の規定による交付決定の取消しにより特別に必要なになった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る助成金を交付することができる。

(1) 助成事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 助成事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

5 前項の助成金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る助成事業についての助成金に準ずる。

(助成事業遅延等の報告)

第10条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに別記第3号様式による助成事業遅延等報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(助成事業の内容又は経費の配分の変更)

第11条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別記第4号様式による承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第2号に掲げる事項のうち軽微な変更については、報告に代えることができる。

(1) 助成事業に要する経費の配分を20%を超えて変更しようとするとき。

(2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 交付決定に当たって、理事長が特に条件を付した場合において、その条件に反して事業の内容を変更するとき。

- 2 理事長は、前項による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて条件を付し、別記第5号様式により、助成事業者に通知するものとする。

(助成事業の中止又は廃止)

第12条 助成事業者は、助成事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記第6号様式による承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、これを承認し、別記第7号様式により助成事業者に通知を行うものとする。
- 3 助成事業者は前項の規定により助成事業の廃止の承認を受けた場合、第17条に基づき、実績報告書を報告することとする。

(日常生活に支障をきたす事態の発生による助成事業の中止又は廃止)

第13条 理事長は、感染症の拡大等、日常生活に大きな支障をきたすような事態の発生により、必要があると認めるときは、助成事業の中止又は廃止を命ずることができる。この場合において、理事長は必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

- 2 理事長は、前項の規定により助成事業の中止又は廃止を命ずるときは、理由を付して書面により通知するものとする。
- 3 助成事業者は、第1項の規定により助成事業の廃止を命じられた場合、第17条に基づき、実績報告書を提出することとする。

(遂行状況)

第14条 理事長は、より良いコンテンツ開発事業の実施のため、交付決定後、必要に応じて財団職員または専門家を派遣し、助成事業者に指導を行う場合がある。

- 2 理事長は、コンテンツ開発事業の遂行状況について、助成事業者との連携を密にし、必要に応じて職員に現地調査を行わせるなど、コンテンツ開発事業の進捗の把握に努めるものとする。

(状況報告)

第15条 理事長は、コンテンツ開発事業の円滑な執行を図るため、必要に応じて助成事業者に対し遂行状況に関して報告を求めることができる。

- 2 助成事業者は、前項の要求があった場合には、速やかに理事長に状況報告をしなければならない。

(遂行命令等)

第16条 理事長は、第14条の現地調査及び前条の助成事業者からの報告等により、コンテンツ開発事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに従ってコンテンツ開発事業を遂行すべきことを命じるこ

とができる。

- 2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、助成事業者に対してコンテンツ開発事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第17条 助成事業者は、コンテンツ開発事業が完了したときは、その日から30日を経過した日までに、必要な書類を添えて、速やかに別記第8号様式による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

- 2 第12条第2項の規定により助成事業の廃止の承認を受けたとき、又は第13条第1項の規定により助成事業の廃止を命じられたときは前項の規定を準用する。

(助成金の額の確定)

第18条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係るコンテンツ開発事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、別記第9号様式により助成事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により確定する交付すべき助成金の額は、第5条の規定により算出する額(1千円未満の端数は切り捨て)又はその交付決定額のいずれか低い額とする。
- 3 交付額の確定にあたり、事業の実施に伴う収入があり、助成を受けることによって収益が生ずる場合は、助成金の額から収益相当額を控除する。

(是正のための措置)

第19条 前条第1項の規定による審査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに適合させるための措置をとることを命じることができる。

- 2 第17条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合について準用する。

(助成金の支払)

第20条 理事長は、第18条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのち、助成金を支払うものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、別記第10号様式による助成金請求書を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第21条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

- (2) 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
- (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団又は暴力団員等（東京都暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員等）に該当するに至ったとき。
- (4) 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- (5) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (6) その他、財団が助成事業として不適切と判断したとき。

（助成金の返還）

第22条 理事長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、コンテンツ開発事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（助成金の経理等）

第23条 助成事業者は、コンテンツ開発事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類をコンテンツ開発事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

- 2 助成事業者は、コンテンツ開発事業の完了後、理事長が求めた場合は、前項の書類等について公開しなければならない。この場合において、公開期限はコンテンツ開発事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

（取得財産等の管理及び処分）

第24条 助成事業者は、コンテンツ開発事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、コンテンツ開発事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

- 2 助成事業者は、取得財産等について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。
- 3 助成事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものを、他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、別記第11号様式による取得財産等処分承認申請書を理事長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数を経過している場合はその限りではない。
- 4 理事長は、助成事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(検査及び事業効果の報告)

第25条 助成事業者は、コンテンツ開発事業の完了した日が属する会計年度の終了後5年間において、理事長が財団職員をして、コンテンツ開発事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又はコンテンツ開発事業の事業効果について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

(違約金及び延滞金の納付)

第26条 第21条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第22条の規定により助成金の返還を命じたときは、理事長は、助成事業者が助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を助成事業者に納付させなければならない。

2 助成金の返還を命じた場合において、助成事業者が定められた納期日までに助成金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第27条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第28条 第26条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第29条 非常災害等による被害を受け、コンテンツ開発事業の遂行が困難となった場合の助成事業者の措置については、理事長が指示するところによる。

(その他)

第30条 助成金の交付に関するその他必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月9日から施行する。

別表1（第3条第5号関係）

対象事業

海外富裕層向けの夜間・早朝観光コンテンツの開発及び情報発信
※以下1～3のすべての内容を含むこと

1 新たな体験やサービスを提供し、訪都外国人旅行者の誘致に資するもの
2 都内における食、文化・芸能体験、自然、スポーツ・エンターテインメント、ユニークベニュー、ショッピングなどのテーマに沿った富裕層が価値を感じる質の高いコンテンツ
3 夜間・早朝の時間帯に実施するもの

助成金の交付申請に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

ア 富裕層向けコンテンツを4コンテンツ程度、開発及び情報発信をすること（他の観光関連事業者を通じた間接的な情報発信でも可）。

イ 商品として販売することを目的とすること。なお、販売予定先は海外の富裕層もしくは富裕層を取り扱う海外の旅行会社・ランドオペレーター等とすること。

ウ より良い事業の実施のため、交付決定後、必要に応じて、財団または財団が派遣する専門家から、事業内容の指導を行う場合がある。原則として、申請された企画案を踏襲した指導を行う予定であるが、指導を受けた際は、指導内容を反映させた事業実施に努めること。

エ 新たに開発するコンテンツであること（※）。

※「新たに開発するコンテンツ」とは、これまでに実施したことのない内容によるコンテンツ又は既存の内容を本事業の目的のために改善（磨き上げ）したコンテンツを指す。

オ 都内で実施するサービスや体験を内容とするコンテンツであること。

カ 富裕層向け商談会（ILTM、Virtuoso Travel week、Connections Luxury等）への出展など、販売に向けた効果的な情報発信を行うこと。（出展費用は助成対象となるが、財団が出展する展示会に共同出展する場合の経費は、助成対象外とする。）

キ 富裕層向けの海外メディアを活用した情報発信、富裕層旅行を取り扱う海外の旅行会社との連携など、海外の富裕層へのコンテンツの販売に結び付くような効果的な発信を行うこと。

ク 本助成金を活用して開発・情報発信するコンテンツは、本事業の活用によらない既存の商品と明確に区分できること。

ケ 同一テーマ・内容で、財団の他事業、国、都道府県、区市町村などから別途、補助金、支援金、委託費等が支給されているもの又は、支給を予定されているものでないこと（二重の支援は認められない）。

コ 法律その他法令等に違反する内容を含む事業でないこと。

サ 事業に必要な許認可（施設利用等許可、食品取扱等）を得る見込みがある（または得ている）こと（届出等も含む）。

シ SDGsを意識した取組を実施すること（環境へ配慮した取組など）。

ス コンテンツの開発・情報発信等、助成対象事業の進捗状況について、財団からの求めに応じ、定期的（2か月に1回程度）に報告すること。

セ 採択事業者は、事業完了の属する年度から起算して3年間、本事業により作成したコンテンツの販売実績等を年度ごとに報告すること。

別表2（第4条関係）

助成対象経費

区 分	摘 要
調査費	
富裕層トラベルに係るマーケティング調査費用	※外部委託するものに限る。
ユニークバニユーの選定に係る調査費用	※外部委託するものに限る。
開発費	
コンテンツの提供者や関連施設等との折衝、交渉経費	※助成事業者の人件費は除く。
商品化に係る費用 商品化に向けた再調査や受け入れ側の環境整備に係る費用（受け入れ側への講師派遣、研修費用等）	※助成事業者の人件費は除く。
システム構築に係る費用	※外部委託するものに限る。
効果検証に係る経費 開発した商品の効果検証に係る経費	
日本に在住する海外出身富裕層を対象とした検証（モニターツアー等）に係る費用	※助成事業者の人件費は除く。
海外トラベルデザイナー、コンサルタント等の招聘に係る費用	※助成事業者の人件費は除く。
情報発信費	
PRツール作成に係る経費 富裕層向け海外旅行会社等を対象としたPR冊子（WEB冊子でも可）、WEBページ作成費及び掲載のための動画作成費	※外部委託するものに限る。
広告掲載費 WEB媒体（ソーシャルメディア）や紙媒体（海外の富裕層向け雑誌・情報誌等）への広告掲載費	
富裕層向け商談会への参加経費 商談会への出展料やブース作成に係る経費 ※助成対象経費の上限は150万円とする。	※レセプション費用は対象外とする。 ※渡航費及び宿泊料は、本商談会への参加のみを目的とする場合に限る。また1名分のみ対象とする。渡航費は往復30万円、宿泊料は1泊15,000円を限度とし、都内の旅行代理店等で購入したものに限り。
招聘（FAM）に係る経費	
その他諸経費 その他、事業の目的に合致し、観光振興上、特に財団が必要と認めるもの	

（参考）助成対象外経費の例

区 分	摘 要
土地の取得、造成及び補償に係る経費	コンテンツの調査・開発等事業実施に直接必要な土地の賃借を除く
消耗品の購入	事業実施に直接必要なものを除く
助成事業者の人件費、事務所等に係る家賃	
運営委託に係る経費	コンテンツの調査・開発等事業実施に直接必要なものを除く
施設設備等の維持管理に係る経費	清掃、固定経費、経常的経費等
車両等の購入費	自動車、二輪車等
金券等購入費	
租税公課	消費税等
その他事業に直接関係しない経費	儀礼的な経費、振込手数料、使用実績のないもの等

別表 3 (第 5 条関係)

助成金の額

助成率
助成対象経費の 3 分の 2 以内 (1 千円未満は切捨て)
助成限度額
1 団体当たり、1, 000 万円